市町村道の種別	率
路面幅員六・五メートル以上の市町村道（橋梁を除く。以下この表において同じ。）	一・一
路面幅員四・五メートル以上六・五メートル未満の市町村道	一・〇
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	〇・七
橋梁	一〇・八

6　前項の規定により補正された市町村道の面積は、更に、当該市町村に係る市町村道の面積（前条の規定により算定した市町村道の面積をいう。）を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
一〇人以下のもの	一・〇
一〇人を超え二〇人以下のもの	一・二
二〇人を超え三〇人以下のもの	一・四
三〇人を超え四〇人以下のもの	一・六
四〇人を超え五〇人以下のもの	一・八
五〇人を超え六〇人以下のもの	二・〇
六〇人を超え七〇人以下のもの	二・一
七〇人を超え八〇人以下のもの	二・三
八〇人を超え九〇人以下のもの	二・五
九〇人を超え一〇〇人以下のもの	二・七
一〇〇人を超え一一〇人以下のもの	二・九
一一〇人を超え一二〇人以下のもの	三・一
一二〇人を超え一三〇人以下のもの	三・二
一三〇人を超え一四〇人以下のもの	三・四
一四〇人を超え一五〇人以下のもの	三・六
一五〇人を超え一六〇人以下のもの	三・八
一六〇人を超え一七〇人以下のもの	四・〇
一七〇人を超え一八〇人以下のもの	四・一
一八〇人を超え一九〇人以下のもの	四・三
一九〇人を超え二〇〇人以下のもの	四・五
二〇〇人を超えるもの	四・七

（一般国道等の延長及び面積の補正）

第九条の十二　第九条の十の規定により算定した一般国道等（法第百七十七条の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。）の延長及び面積は、次項から第五項まで及び次条に規定する方法により補正するものとする。

2　一般国道等の延長は、法第百七十七条の六第二項の指定道府県（以下この条及び第九条の十五第四項において「指定道府県」という。）に係る一般国道等の延長（第九条の十の規定により算定した一般国道等の延長をいう。以下この項において同じ。）を千メートルで除して得た数値又は指定市に係る一般国道等の延長を千メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口（当該指定市の人口を除く。第四項において同じ。）又は当該指定市の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	率
一、〇〇〇人以下のもの	一・〇
一、〇〇〇人を超え二、〇〇〇人以下のもの	一・五
二、〇〇〇人を超え三、〇〇〇人以下のもの	一・九
三、〇〇〇人を超え四、〇〇〇人以下のもの	二・三
四、〇〇〇人を超え五、〇〇〇人以下のもの	二・七
五、〇〇〇人を超え六、〇〇〇人以下のもの	三・一
六、〇〇〇人を超え七、〇〇〇人以下のもの	三・六
七、〇〇〇人を超え八、〇〇〇人以下のもの	四・〇
八、〇〇〇人を超え九、〇〇〇人以下のもの	四・四
九、〇〇〇人を超え一〇、〇〇〇人以下のもの	四・八
一〇、〇〇〇人を超え一一、〇〇〇人以下のもの	五・二
一一、〇〇〇人を超え一二、〇〇〇人以下のもの	五・七
一二、〇〇〇人を超え一三、〇〇〇人以下のもの	六・一
一三、〇〇〇人を超え一四、〇〇〇人以下のもの	六・五
一四、〇〇〇人を超えるもの	六・九

3　一般国道等の面積は、次の表の上欄に掲げる一般国道等の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

一般国道等の種別		率	
一般国道（橋梁を除く。）	指定区間内の一般国道	砂利道	〇・七
		舗装道	〇・六
	指定区間外の一般国道	砂利道	一・〇
		舗装道	〇・六